

展示会出展支援補助金 実施要領

(通則)

第1条 この要領は、展示会出展支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、事業の実施において必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 以下に掲げる経費については補助対象経費から除外する。

- (1) 人件費
- (2) 旅費交通費（海外展示会については申請者の職員に限定して対象とする）
- (3) 食糧費、接待費等の個人消費的経費
- (4) 他者との共同出展については、申請者が主催者や業者へ直接費用の支払を行うものに限定して対象とする。
- (5) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合も含む。）の経費

2 前項の規定のほか、消費税及び地方消費税相当分については補助対象経費から除外する。

(補助対象者)

第3条 要綱第6条に定める補助対象者が、要綱第4条に掲げる事業を行おうとするときは、当該企業が、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 札幌市において引き続き6か月以上、同一事業を営んでいること。
- (2) 札幌市の法人市民税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定による、札幌市における一般競争入札等の参加制限を受けていないこと。
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に係る条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと。暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員と関係を有するものではないこと。
- (5) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。また補助事業の実施に関し、法令に違反していないこと。

(補助金交付決定額)

第4条 補助金の交付額に円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(審査委員会による補助対象事業の決定)

第5条 補助対象事業の採択に当たっては、公募後、要綱第18条第1項に定める委員会に付議し、公募要項にて掲げる審査観点を勘案し補助対象事業を決定するものとする。

(委任)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、事業本部長が定める。

附則

この要領は令和5年4月25日から施行する。

この要領は令和6年11月1日から施行する。

この要綱は令和7年4月15日から施行する。